

平成 25 年度

第 2 次飯塚市環境基本計画 年次報告書

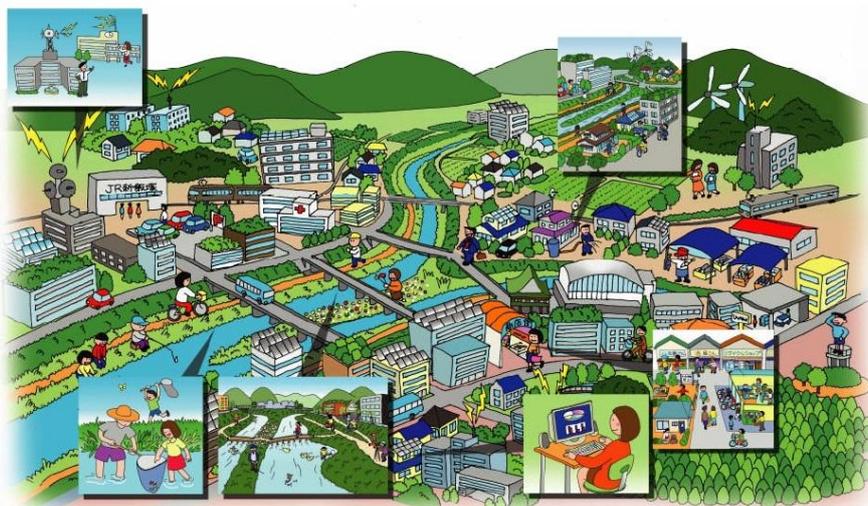
はじめに

飯塚市では、平成 13 年度に環境基本条例を制定し、この条例に基づき環境基本計画を策定（計画期間：平成 14 年度～平成 23 年度、市町村合併に伴い平成 20 年度に改訂）し、環境に対して様々な取り組みを行ってきました。平成 23 年度をもって計画期間が完了したことにもない、10 年間の取組の成果と反省を踏まえ、新たに第 2 次環境基本計画を策定し、平成 24 年 4 月からこの計画に基づく取り組みをスタートさせました。

この年次報告書は、平成 25 年度における飯塚市の環境施策の実施状況や市内の環境の現状について、環境基本条例第 12 条に基づき作成し、公表するものです。

～ 人 + 自然 + やさしいまち = いいづか を目指して ～

第2次 わたしたちの環境プラン



1. 第2次環境基本計画の概要

(1) 計画の基本的事項

第2次環境基本計画では、その基本的な考え方を以下のとおりとしています。

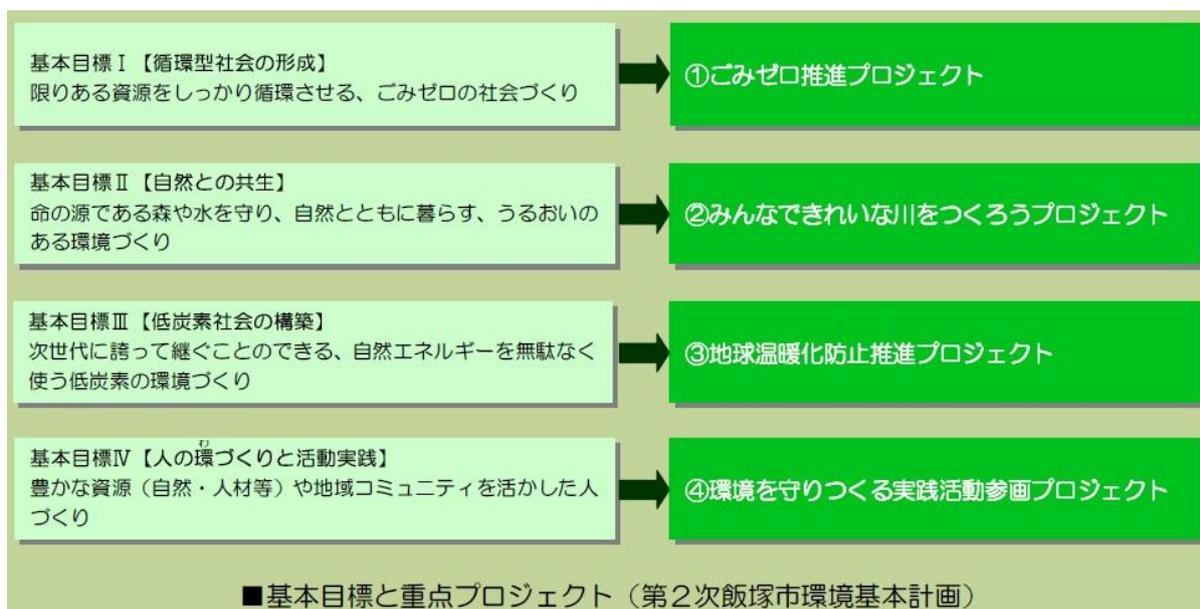
- ① □ 市町村合併後ただちに開始された行財政改革により、市の施策については、最小の経費で最大の効果を挙げることが求められています。また市の主要な財源の一つである地方交付税も、平成27年で市町村合併に伴う算定の特例期間が終了し、さらなる経費の削減が必要になります。そこで今回の計画では、確実に実行する取組に絞り込み、「コンパクトで機動性のある計画」としています。
- ② 取組の実行状況を確実に把握できるよう、取組の目標については把握しやすく、かつ他の市町村との比較ができる数値＝指標としています。
- ③ 計画の対象期間は、平成24年度から平成33年度までの10年間とし、必要に応じて中間見直しを行うこととしています。

(2) 目指すべき将来像と基本目標

- ① 前計画に基づいた様々な取組においては、飯塚市の環境に対する市民等の満足度は低く、掲げた目標もほとんどが達成できていません。多くの有志を巻き込んで環境活動を推進してきたものの、いま一つ成果が出せなかったと評価できます。

このため、目指すべき将来像は、変更せず、引き続き「人＋自然＋やさしいまち＝いいづか」の実現、すなわち、市に集うすべての人々が、自らの生活と環境との関わりを認識し、日頃から環境に配慮した行動を行うとともに、人と自然とが共生した、うるおいとやすらぎのある環境や人にやさしいまちづくりに取り組むことを目指すこととしています。

- ② 将来像を実現するために、「循環型社会の形成」「自然との共生」「低炭素社会の構築」「人の環づくりと実践活動」を4つの基本目標とし、これらの基本目標を実現するため、「ごみゼロ推進プロジェクト」「みんなできれいな川をつくろうプロジェクト」「地球温暖化防止推進プロジェクト」「環境を守りつくる実践活動参画プロジェクト」の4つの重点プロジェクトを優先的・重点的に実施していきます。
- ③ 基本目標を着実に達成していくためには、飯塚市に関わるすべての人が責任と役割を担い、互いに連携・協力して取組を進めていくことが大切です。このため、前計画と同様に、市民、環境団体、事業者、学校、行政が連携・協力して取組を進めることとしています。



(3) 計画の推進体制と進行管理

計画の推進と進行管理を行うため、前計画と同様に以下の会議を設置しています。

- ① 計画に掲げる施策・事業を推進するため、庁内を横断する組織として「環境プラン推進会議」
- ② 計画の点検・評価を行うとともに、改善すべき事項などについての提言を行う組織として、学識経験者、市民・事業者、市民代表などで構成する「飯塚市環境審議会」
- ③ 計画を総合的に推進するため、市民、環境団体、事業者、学校、行政の各主体からなる「いづか環境会議」

これらの会議を通じて、PDCA¹⁾による進行管理を行うこととしています。

1) PDCA : Plan (計画) → Do (実行) → Check (評価) → Action (改善) の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する手法のこと。

2. 基本目標ごとの取組状況

(1) 基本目標 I : 循環型社会の形成

【現状】

市内各家庭や事業所から排出されるごみの量は、増減を繰り返しています。また空き缶やたばこの吸い殻などのポイ捨てや、山間部、河川敷への不法投棄が目立ちます。

分別が不十分など、ごみ出しのルールが守られていないとの苦情もなくなっておりません。

市全体のリサイクル率は昨年度より微減（△-0.8%）となっています。

【課題】

ごみの発生抑制や減量化のための取組の普及、ごみ出しルールの徹底、不法投棄防止のための美しい環境整備、市民一斉ごみ拾い日等の市民参画の促進、環境に係る表彰制度の創設、リサイクル率向上のための施策、拠点ボックスのさらなる活用、生ごみや廃油の資源としての活用、などの取組を進める必要があります。

【施策・事業の実施状況】

別添の資料（平成 25 年度実施状況表）を参照してください。

【指標の達成状況】

指 標	目 標 値	平成 25 年度の 到達状況
1 人 1 日あたりごみ排出量 (平成 22 年度 1,004 g)	904 g	986 g
リサイクル率 (平成 22 年度 23.7%)	33.7%以上	24.3%
資源回収量 (平成 22 年度 4,416 t)	4,858 t	4,033 t

【総括】

1 人 1 日あたりのごみ排出量は、昨年度に比べると減少しています。また、処理施設における直接資源化・中間処理後再生利用の量も減少（資源回収団体による回収量も減少）したことから、リサイクル率は減少しています。

資源回収団体や生ごみ処理機器購入費への補助のあり方や、環境アドバイザー等を活用した地域での啓発活動の強化について、検討する必要があります。

また重点プロジェクトにもなっている全市民一斉清掃キャンペーンや廃食用油の回収について、さらに積極的に推進する必要があります。



遠賀川の清掃活動

(2) 基本目標Ⅱ：自然との共生

【現状】

遠賀川本流及び支流河川については、市が45カ所についてBOD²⁾の測定を行っています。平成22年度の測定結果によると、3mg/L（改訂版の目標値）を上回る測定カ所が9カ所ありました。また、平成25年度の測定結果では8カ所となっています。

農林業従事者の高齢化や後継者不足など担い手が減少した結果、荒廃した森林や耕作放棄地が増えています。

また、開発や水質の悪化、外来生物の侵入により、昔は普通に見ることのできた動植物が減少しています。

【課題】

排水についての啓発、汚水処理人口普及率の向上等により、河川等の水質の改善を進める必要があります。

遠賀川の水源となる森林を守るために、遠賀川流域全体のすべての人々の努力が必要です。適切な森林管理、休耕田や耕作放棄地対策、自然とのふれあいに関する活動の充実、地産地消など農村と市街地との交流の活性化、生態系や外来生物についての調査や正確な情報発信が求められています。

2) BOD：水中の有機物などの量を、その酸化分解のために微生物が必要とする酸素の量で表したものの。一般に、BODの値が大きいほど、その水質は悪いと言える。

【施策・事業の実施状況】

別添の資料（平成 25 年度実施状況表）を参照してください。

【指標の達成状況】

指 標	目 標 値	平成 25 年度の 到達状況
廃食用油の年間回収量（※） （平成 22 年度 4,800ℓ）	31,300ℓ	3,439.6ℓ
汚水処理人口普及率 （平成 22 年度 72.2%）	81.1%以上	75.9%
再生した森林の面積 （平成 22 年度 421.49ha）	2,000ha 以上	1,527ha （累計）
花いっぱい推進事業による緑化箇所数 （平成 23 年度 122 箇所）	132 箇所以上	128 箇所 （累計）
給食での地場食材の占める割合 （平成 23 年度学校 12.3%、保育所 12.2%）	18%以上	16.6%（学校） 18.0%（保育所）
現地観察会の開催回数 （平成 23 年度 0 回）	年 2 回以上	11 回

（※） 廃食用油の年間回収量については、自治会での回収や市役所・支所・公民館の窓口へ市民が持ち込んだ量を集計し、平成 22 年度の回収量を 4,800ℓとしていましたが、集計に誤りがあり、到達状況と整合がとれていません。

今後は、平成 23 年度の回収量 3,130ℓを基準に到達状況を把握します。

【総括】

汚水処理人口普及率は、下水道の整備、浄化槽の設置補助を計画的に推進しているため、順調に向上しています。廃食用油の回収については、NPO 法人こすみんずなどと協働し、取り組み、順調に回収量を伸ばしてきております。さらに、筑穂支所・鯉田公民館に回収 BOX を増設し、回収量増に向けて取り組んでいます。

森林の保全に関しては、県の森林環境税を活用した荒廃森林再生事業を実施し、再生した森林の面積や花いっぱい推進事業の指標において、引き続き計画を上回るペースで進めることができました。

また、実習田における農業体験学習や給食での地場食材の利用、桜のオーナー制度や休耕田への景観植物の作付などの取り組みも始まっています。

現地観察会については、エコ工房において連続的に開催している自然体験プログラムの開催回数をカウントしていますが、今後は、地域本来の生態系や外来生物に

関する情報発信に結び付ける必要があります。



筑穂支所に設置された回収 BOX



鯉田公民館に設置された回収 BOX

(3) 基本目標Ⅲ：低炭素社会の構築

【現状】

近代化により、化石燃料が大量に使用されるようになり、大気中への二酸化炭素（以下、CO₂）排出量が急速に増加しました。CO₂は温室効果ガスの大部分を占め、空気中の濃度が上昇することで、「地球温暖化」が進行しているといわれています。地球温暖化は、気温上昇ばかりでなく、海面上昇や異常気象、生態系の破壊など人類の存続に関わる深刻な問題を引き起こすといわれています。飯塚市でも、平成2年度と比較して平成22年度では約0.6℃の気温上昇がみられます。

飯塚市の温室効果ガス排出量は、特段の対策を講じなかった場合、平成42年度には2.6%増加（平成20年度比）するものと考えられます。

【課題】

市民一人ひとりが意識をもって、省エネ等の取組を実践することが重要であり、可能なことから取り組むことについての啓発、行政の率先した取組として、省エネ設備や再生可能エネルギーの導入、異常気象に伴う災害等に備えた雨水貯留タンク・雨水浸透枳等の普及促進など、各種の取組を進める必要があります。

【施策・事業の実施状況】

別添の資料（平成25年度実施状況表）を参照してください。

【指標の達成状況】

指 標	目 標 値	平成 25 年度の 到達状況
公共施設、学校等への太陽光発電システムの設置（平成 22 年度 7 件）	30 件以上	20 件 （累計）
平成 42 年度（2030 年度）までに温室効果ガス排出量を、平成 2 年度（1990 年度）の水準まで減少 （平成 20 年度 933 千 t-CO ₂ /年） （簡易計算では 1,091.06 千 t-CO ₂ /年）（※）	727 千 t-CO ₂ /年	1,208.94 千 t-CO ₂ /年 （CO ₂ に関しては 平成 23 年度が最 新データ：簡易 計算）
見える化ツールの設置学校数 （平成 22 年度 3 校）	全校	16 校 （累計）

（※） 温室効果ガス排出量の算出には膨大な作業量が必要なため、当面は環境省のマニュアルにしたがい、簡易計算により到達状況を把握します。

【総括】

平成 22 年度から取り組んでいる緑のカーテン事業に引き続き取り組みました。今回から緑のカーテンの普及・拡大を目指して、ゴーヤの植付会参加者への苗の配布、我が家のゴーヤ自慢などの企画を実施しています。

市内小中学校の耐震化・再編整備・小中一貫校建設に伴う太陽光発電システムの設置やモニター（見える化ツール）の導入については、計画どおり進んでいます。

しかしながら簡易計算ではありますが、平成 20 年度～平成 23 年度の温室効果ガス排出量は増加しています。平成 22 年度は猛暑の影響も考えられますが、平成 24 年度以降の推移を見守るとともに、省エネ行動の普及・啓発や、行政の率先した取組を、より一層強化する必要があります。



鯉田小学校に設置された太陽光パネル



市役所南面を覆った「緑のカーテン」

(4) 基本目標Ⅳ：人の環づくりと実践活動

【現状】

市では、環境団体による活動のほか、行政でも出前型環境講座の開催、環境アドバイザー制度など、積極的に環境教育・学習に取り組んでいます。また、飯塚市クリーンセンター内の「エコ工房」においても、様々な企画や展示を行っています。

しかしながら市民からは、「環境問題がなぜ起きるのか広く教育されていない」、「家庭で環境教育を実践するほか、学校での教育も必要」として、まだまだ不十分との意見を多くいただいています。

またごみなどのポイ捨てやペットの糞害なども多く見受けられ、市民一人ひとりのモラルの向上が必要です。



エコ工房の人気イベント
「カブトムシ相撲大会」の様子

【課題】

「いつでもどこでも学習できるシステムづくり」、「地域における学習活動の充実と人材の育成」、「自然にふれ、環境を守る体験活動の実践」といった仕組を構築するため、学園都市、情報産業都市、IT 特区といった特徴を活かした環境情報を共有するためのサイトの開設や、e-Learning³⁾ システムの構築など大学や企業と連携した環境教育を進めるとともに、清掃活動などに地域ぐるみで参加してもらうことを視野に、地域の公民館でのイベントや学習活動の拡充を進める必要があります。

【施策・事業の実施状況】

別添の資料（平成 25 年度実施状況表）を参照してください。

3) e-Learning：情報技術（IT）を用いて行う学習のこと。パソコンなどの情報機器やインターネットなどの情報通信技術が利用される。

【指標の達成状況】

指 標	目 標 値	平成 25 年度の 到達状況
市役所ホームページの、環境に関するページへの年間アクセス件数	対前年比で増加	48,253 件 (平成 24 年度からカウント開始)
こどもエコクラブの登録団体数 (平成 22 年度 4 団体)	10 団体以上	3 団体
環境アドバイザーの派遣件数 (平成 22 年度 1 件)	50 件/年以上	41 件
ペットの糞害苦情件数 (平成 22 年度 17 件)	0 件/年	74 件
エコ工場の来館者数 (平成 22 年度 4,271 人)	8,000 人/年以上	4,373 人
環境基本計画の認知度 (平成 22 年度 11.8% 市民アンケート)	対前年比で増加	52.0% (当面は環境イベントでのアンケートで算出)
環境アドバイザーの公民館等への派遣件数 (平成 22 年度 0 件)	25 件/年以上	2 件

【総括】

e-Learning システム、環境団体の活動状況の広報方法、環境ポイント制度、環境アドバイザーの登録・育成や活用方法について、いづか環境会議で協議を行っていますが、まだ具体的な結果に結びついていません。

ホームページのアクセス件数については、前年度と比較して約 16%増加しています。

こどもエコクラブについては、登録を増やすことができていません。また、環境アドバイザーの派遣件数については、エコ工房・サンビレッジ菫での活用を拡げた結果、増加はしていますが、地域の公民館等での活用はまだまだ少ない状況です。学校、地域での環境教育や実践活動の推進について具体的な方策を確立し、積極的に取り組む必要があります。

ペットの糞害の苦情が減少していないことに見られるように、マナー、モラルの向上についても、地域での環境学習・環境活動の活性化を通じて改善するよう取り組んでいく必要があります。

エコ工房については、新規の教室やイベントの開催、アウトリーチ⁴⁾活動により、徐々に利用者が増加しています。

毎年開催している「エコスタいいづか（環境教育推進大会）」は、毎年規模や参加団体を拡大し、参加者も増加し続けています。

環境ポイント制度については、今年度から各環境イベントに参加された方にスタンプを1つずつ押してスタンプ数に応じて景品を渡すというスタンプラリーを行いました。来年度はこの制度を拡大していく予定です。

e-Learning システム、環境団体の活動状況の広報方法、環境アドバイザーの活用方法、地域での環境活動・環境教育の推進について、総合的な方策を定める必要があります。

3. 重点プロジェクトの実施状況

「いいづか環境会議」に4つの基本目標・4つの重点プロジェクトに対応した4つの部会が設置され協議を開始しました。「緑のカーテン事業」・「打ち水大作戦」（地球温暖化防止推進プロジェクト関連）や、NPO法人こすみんず等との協働で取り組んできた「廃食用油の回収運動」に合わせて「菜の花プロジェクト」（みんなできれいな川をつくろうプロジェクト関連）、「エコスタいいづか」（環境を守りつくる実践活動参画プロジェクト関連）などの前年度からの継続の取組に加え、新たに、「街なかオアシス」（地球温暖化防止推進プロジェクト関連）を実施することができました。平成26年度には更なる取組の前進に努めていきます。



「街なかオアシス」の様子

- 4) アウトリーチ : 英語で手を伸ばすことを意味する。公共機関による現場出張サービスなどの意味で使用される。

4. 計画の推進状況

(1) いいづか環境会議

前項で述べたとおり、前年度から継続して実施している「緑のカーテン事業」・「打ち水大作戦」・「エコスタいいづか」などの取組に加え「街なかオアシス」「菜の花プロジェクト」を実施しました。

次年度以降も具体的な取組を実施していきます。



「打ち水大作戦」の様子



「エコスタいいづか」での活動発表

(2) 環境プラン推進会議

計画に定める運営の基本に従い、以下のとおり会議を開催しました。

①平成 25 年 7 月 16 日

議題：平成 24 年度年次報告書について

再生可能エネルギー導入可能性調査について

(3) 環境審議会

計画に定める運営の基本に従い、以下のとおり 4 回の会議を開催しました。

①平成 25 年 6 月 18 日

議題：平成 24 年度年次報告について
平成 24 年度指標達成状況について

②平成 25 年 7 月 23 日

議題：平成 24 年度年次報告について
環境基本計画の進捗管理について

③平成 25 年 12 月 20 日

議題：平成 26 年度実施計画について
迷惑防止条例策定について

④平成 26 年 3 月 20 日

議題：平成 25 年度実施状況について
平成 26 年度実施計画の見直しについて
地球温暖化対策実行計画の公表について

